

**第2期川西市子ども・若者未来計画策定等支援業務の
委託事業者選定にかかるプロポーザル実施要領
(令和6年度予算)**

1. 目的

川西市では、「川西市子ども・若者未来計画」に基づき、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもから若者に至るまで切れ目のない施策の推進を図っている。

令和6年度は「川西市子ども・若者未来計画」の計画期間が満了し、次期計画を策定する必要があることから、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第2期川西市子ども・若者未来計画」を令和6年度中に策定することとしている。

本実施要領は、子ども・若者を取り巻く実態・時代性を正確に読み解き、川西市の教育・保育の現状を踏まえ、「第2期川西市子ども・若者未来計画」の策定を支援する業務委託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2. 契約概要

- (1) 業務名称 第2期川西市子ども・若者未来計画策定等支援業務
- (2) 業務場所 川西市 他
- (3) 業務内容 別添「第2期川西市子ども・若者未来計画策定等支援業務 仕様書」に基づき、業務を実施する。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 提案限度額 3,500,000円(税込)
提案の内容に関わらず、提案上限額を超える提案は受け付けない。
- (6) 発注業者選定方法 公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 川西市契約規則第5条の規定に基づく一般競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 公募日又は指名通知日から優先交渉事業者を特定までの間において、川西市入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条1号から3号まで及び川西市教育委員会暴力団排除に関する条例施行規則のいずれにも該当しない者であること。

4. 質問受付と回答

本実施要領及び別添仕様書などに関し、不明な点がある場合は質問書(様式5)を電子メールで7. 提出先に記載のアドレスに提出すること。なお、提出された質問への回答は、市ホームページに掲載する。(質問がなかった場合はその旨を記載する。)

- (1) 提出期限 令和6年2月22日(木)午後5時まで
- (2) 本市からの回答予定日 令和6年2月29日(木)

5. 書類の提出

- (1) 提出期限 令和6年3月13日(水)午後5時まで
- (2) 提出書類(ア、イは原本1部、ウ以下は原本1部と副本5部)

書類への押印は不要です。

ア プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 業務実施体制（様式3）

エ 業務経歴書（様式4）

オ 会社概要書（様式任意）

社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、売上高、従業員数、業務内容、会社の特色、保有する認証取得 等

カ 企画提案書（様式任意）

策定等の支援にあたっての考え方、量の見込み・目標量の設定方法、業務に関するアピールポイント、計画実施スケジュール、第2期子ども・若者未来計画の体系・構成図は必ず記載すること。

※企画提案書はA4版縦長横書き左綴じとし、下部にページ番号を振ること。

また、A3版を利用する場合は折り込むこと。

※提案書には、表題「第2期川西市子ども・若者未来計画策定等支援業務 企画提案書」と提出年月日、事業者名・代表者名を記載した表紙を付すこと。

※第2期子ども・若者未来計画の体系・構成図は、第6次総合計画（案）、教育大綱（案）等から、川西市の現状や課題を分析・整理し、子ども・子育て施策、若者育成支援施策（子ども・若者未来計画4,5章）部分について、簡易的な体系・構成図をA4版片面1枚で作成すること。

ク 見積書（様式任意）

見積書には、可能な限り内訳を記載すること。また、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

（3）提出方法 持参（土・日曜日、祝日を除く平日。時間は午前9時から午後5時まで）

※郵送も可とするが、提出期限必着とする

6. 選考方法

評価委員会を設置し、以下の評価基準によりプレゼンテーション審査を行い、委託事業者を選定する。最高得点者を優先交渉事業者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。

なお、選定には最低基準を設定する。最低基準は6割とし、総得点が最低基準に満たない場合は、選定しない場合がある。

プレゼンテーション審査の日時等詳細については、別途お知らせする（審査は3月22日（金）を予定）。なお、プレゼンテーションは本業務に直接携わる予定担当者が必ず行うこと。

<評価基準>

審査項目	審査の視点	配点
実施体制	業務内容に見合った業務実績を持った管理責任者や担当者があり、複数人を配置するなど、業務を確実に実施できる体制となっているか。	10
提案内容	計画の策定支援について、こども家庭庁の動向や現子ども・若者未来計画および川西市第6次総合計画（案）や川西市教育大綱（案）等から本市の現状や課題を理解したうえで、的確な支援ができる提案となっているか。	15
	子ども・若者実態調査や子育て支援に関するニーズ調査の結果を計画へ適切に反映させる提案がされているか。	5
	計画策定の全体スケジュールは適切であり、進捗状況等を自発的かつ定期的に報告・相談をする提案となっているか。	5
	（仮称）こども参加条例に関する業務について、取組効果を高める工夫や独自の提案がなされているか。	15
	市民に分かりやすく見やすい計画書であることに加え、「計画こども版」はこども等に分かりやすく見やすいものにするための工夫された提案がされているか。	20
プレゼンテーション	予定担当者の提案内容、質疑応答が論理的で納得できるものとなっているか。	5
低廉性	25 × （最低見積価格 / 当該見積価格） 有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入する	25

7. 結果公表の事項と方法

本プロポーザル参加事業者には文書で通知するほか、川西市公式ホームページにおいて、①業務名、②履行期間、③契約締結日、④契約金額、⑤提案を採択し優先交渉事業者とした者の商号又は名称及びその理由、⑥審査結果（優先交渉事業者以外の事業者名は非公表とする。）⑦その他必要な事項を公表します。

8. 提出先

川西市 こども未来部 こども政策課 担当：坂本、金森

〒666-8501 川西市中央町12番1号（川西市役所 3階8番窓口）

電話：072-740-1246（直通）

E-mail：kawa0215@city.kawanishi.lg.jp

9. 契約の締結

審査の結果により優先交渉事業者として選定された事業者と、提出された見積書を基に協議し、契約内容を決定する。辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合など）で契約ができない場合、次点の者との交渉を行う。

なお、本件は令和6年度の予算成立を前提に行うものであり、令和6年度川西市一般会計予算が市議会にて可決成立した場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

10. 失格条項

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出方法が仕様書などに示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、評価委員会が社会通念上、失格にあたる事由があると認める場合

11. その他留意事項

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出物は、事業者選定に伴う作業などに必要な範囲で、複製を作成することがある。
- (3) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、市は事業者決定の公表など必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (5) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。
- (7) 参加表明者が1者のみの場合はヒアリングを行った上で、本委託業務を受託するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (8) プレゼンテーションにおける発言や質疑応答の回答などは、契約条件（事業者が達成すべき業務水準）として採用されるため留意すること。

12. スケジュール

スケジュールに変更がある場合は、ホームページおよびプレゼンテーション審査開催通知にて通知をする。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 令和6年2月22日（木） | 市への質問締め切り |
| 令和6年2月29日（木） | 市からの回答予定日 |
| 令和6年3月13日（水） | 提出書類の締め切り |
| 令和6年3月15日（金） | プレゼンテーション審査開催通知送付 |
| <u>令和6年3月22日（金）</u> | <u>プレゼンテーション審査の実施</u> |
| 令和6年3月26日（火） | 審査結果通知 |

13. 参照先

各種計画及び前回実施の調査等については市ホームページを参照すること。

- ・「川西市子ども・若者未来計画」

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kosodate/1000597/1016183/1018100/index.html>

- ・「川西市子ども・若者実態調査報告書（令和 4 年度）」

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/youth/1000747/1015787.html>

- ・「子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」（平成 30 年度）

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kosodate/1000597/1000601/1000605.html>

※「子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」（令和 5 年度）は現在作成中

- ・「川西市子ども・若者未来会議」

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kosodate/1000597/1018206.html>

- ・「第 5 期川西市地域福祉計画」

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/fukushi_kaigo/tiiki/1006793/1007165.html

- ・「第 6 次川西市総合計画」（案）

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shiseijoho/1007418/sogokeikaku/1014405.html>

- ・「川西市教育大綱」（案）

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shiseijoho/1007418/gyozaisei/1003797/1018548.html>